

インターネット・コミュニケーションにおける 公共性研究に関する一考察

辻 智佐子・辻 俊一・渡辺 昇一

要 旨

本稿は、インターネット・コミュニケーションについて考察をすすめるために、インターネット上の公共性問題をとり上げ、まず、多くの研究者が公共性概念としてハーバーマスの「公共圏」論に着目する背景を説明し、おもな先行研究を整理した。つぎに、整理した内容をふまえて、個人の自律性を前提とするインターネット「公共圏」の構築という解釈に対して、インターネットのもつ構造的特性ゆえに個人の自律性を「公共圏」確立の条件にすえることは困難であると述べた。そして最後に、自律的な個人に依拠したインターネット「公共圏」ではなく、インターネットが自律的な中間組織の形成と活動を促す点に注目し、インターネット・コミュニケーションのあらたな公共性の可能性について言及した。

キーワード：インターネット、コミュニケーション、公共性、ハーバーマス、「公共圏」、個人の自律性

1. 問題提起

本稿は、インターネットにおける公共性問題の視点からインターネット上のコミュニケーションについて考察することを目的に、関連する先行研究を整理・分析したうえで、インターネットのもつ構造的特性を考慮に入れ、インターネット・コミュニケーションのもつあらたな公共性の可能性を探ってみたい。

今回、公共性に着目した理由は、前稿において「インターネット上の被害に対する法的判断が同一の事案についても地裁と高裁でインターネットに対する見方が異なったために変わってしまうという現状を受けて、情報発信者の責任の範囲を明確化する法制度を整備するためにも、インターネットにおけるコミュニケーション行為について社会的共通理解が必要であること」（辻他、

2010)を述べたが、社会的共通理解の促進に重要なのは何かを考えた際に、理想的にはなるべく多くの人が問題を共有し議論しあうことで相互理解を深めることだと考えた点にある。くわえて、コミュニケーション研究において、インターネットをふくむメディア自体をどう捉えるかという議論は不可欠であり、そのような議論のなかに公共性問題がつねにみえ隠れしているという事実である。

公共性とは、辞書レベルでは「ひろく人びとの利害にかかわること」を意味するが、実際のところその捉え方や観点は多岐にわたっている。公共性論に関する議論が活発におこなわれてきた法学・政治学の分野では、公共性論は、1つに、公権力および公共財に関する理論など公共問題の担い手が国家・政府であることを前提にした議論、2つに、「公私協働論」のように国家・政府に市民をくわえた議論、3つに、「市民的公共性論」や「脱構築派公共性論」といった市民を主導者とする議論、にわけることができよう(江口, 2007, 596-597頁)。とりわけ、3つめの議論をささえている理論的支柱は、おもにハーバーマスとアレントに置かれており、1990年代以降の日本の公共性問題についてはかれらの理論が引用される場合が多い。

ハーバーマスの公共性概念、つまり「公共圏」の特徴は、①18世紀および19世紀初期のイギリス・フランス・ドイツでうまれた文芸的公共性のなかに市民的公共性の萌芽があること、②市民的公共性を発揮する公共領域は私的領域(=家族)や政治的領域(=国家)、経済的領域(=市民社会)から独立した領域であること、③公共領域は「公共圏」というひとつの開かれた場・空間であること、④「公共圏」では、その構成員である個々人は自由で対等な立場で自律的かつ合理的な討議をおこない、ある合意を形成すること、すなわち「公共圏」は人びとのコミュニケーション行為と共同性という関係から成立すること、⑤「公共圏」で得られた合意は世論を形成し、政治に対して影響力をもつこと、である。このようにハーバーマスは、独自の公共性論を展開した^①。一方、アレントは、古代ギリシャのポリスの政治に公共性の模範があると考え、自由民男性からなる政治的共同体こそ公共領域であり、公共領域を私的領域(=家族)と対置する。ハーバーマスとの比較で留意すべきは、アレントは公共領域の形成そのものが人間の条件のひとつであって、公共領域では異質な他者との合意形成を必要とみていない点である。公共性におけるハーバーマスとアレントの理論にいくつかの相違がみられるが、両者の議論は公共性が市民主体でかれらのコミュニケーションをとおして実現されるとした点に、今日の公共性問題の理論的支柱とされる理由がある。

市民を担い手とする公共性の議論が日本で活発化するのには、1990年代以降である。それ以前は、国や地方公共団体が公共問題の主体であり、そこに市民が直接関与するという発想は稀有であった^②。しかし、おおきくみて二つの問題から、にわかには市民が脚光をあびるようになったと考えられる。まず、私的問題の公的問題への転化である。育児・介護問題やDV、ひきこもり、

中高年層の自殺者増加、高齢者の孤独死など、従来は家庭内の私的な事がらとして扱われてきた問題が社会全体で共有されるようになった。事実、1996年に「日本NPOセンター」が設立され、1998年には「特定非営利活動促進法（NPO法）」（最終改正は2008年5月）が施行されるなど、市民の手による公益の増進を図るための環境が整備され、いまでは「保健・医療・福祉」「社会教育」「子どもの健全育成」「まちづくり」の分野を中心に4万以上ものNPOが活動をおこなっている（内閣府NPOホームページ）。そのほかにも、DVに関しては2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、また1998年に3万人を超えた自殺者の増加に対しては2006年に「自殺対策基本法」が施行され、これらの問題が法律のなかで社会問題として位置づけられた。

つぎに、バブル経済崩壊後の経済成長の鈍化による政府資金の縮小である。国の台所事情が悪化する一方で、国全体の社会保障規模をあらわす社会保障給付費は年々増加傾向にあり、たとえば1989年の約45兆円から2007年には約91兆円にも膨れ上がっている（厚生労働統計）。上記のNPO法の制定は、肥大化する社会問題を民間の手にゆだねることによって、少しでも財政の圧迫を堰き止めようとする政府の意図でもある。

公共問題への市民の積極的な参画が期待されるなかで、法学・政治学以外の学問分野でも公共性問題があらためてとり上げられ、注目されるようになった。なかでも情報化社会を象徴するインターネットの登場および普及は、ハーバーマスの公共性論を再考する機会を提供し、とくに社会学分野ではその傾向が顕著にみられた。第2・3節では、本稿の主題にも関連するこの点について、インターネットにおける公共性研究の変遷と特徴を時代状況をふまえながらみていきたいとおもう。

2. インターネットにおける公共性研究と時代状況

1990年代以降の「公共性」研究に拍車をかけたのは、インターネットの普及である。その理由は、インターネットがコミュニケーションの手段としてもつ特性にある。インターネットは、新聞やテレビ、ラジオといった他のマス・メディアと同様に非対面コミュニケーションにおけるひとつの手段にすぎないが、以下の点で従来のコミュニケーションに急速な変化をもたらした。まず、技術革新による利便性の飛躍的向上である。大量の情報蓄積と検索が可能ならぬに、他者とコミュニケーションをとる際の時間的および空間的制約が今までのメディアとくらべてかなり低くなった。つぎに、コミュニケーションの範囲の拡大である。インターネットを介したコミュニケーションは、誰にむけて情報を発受信するかによってその手段は多様にある（図表1）。このような手段の多様性は、コミュニケーションを媒介とした他者との関係をどの程度どのように

図表1 インターネットにおけるコミュニケーションの手段

他者属性	特 定	不 特 定
単 数	電子メール, IP 電話	
複 数	電子メール, IP 電話, SNS*	ブログ, プロフ, ホームページ, ウィキペディア, Twitter, チャット, 電子掲示板

* SNS (Social Networking Service) は mixi, Facebook, MySpace, GREE, モバゲータウンなど会員制・登録制のコミュニティ・サイト。

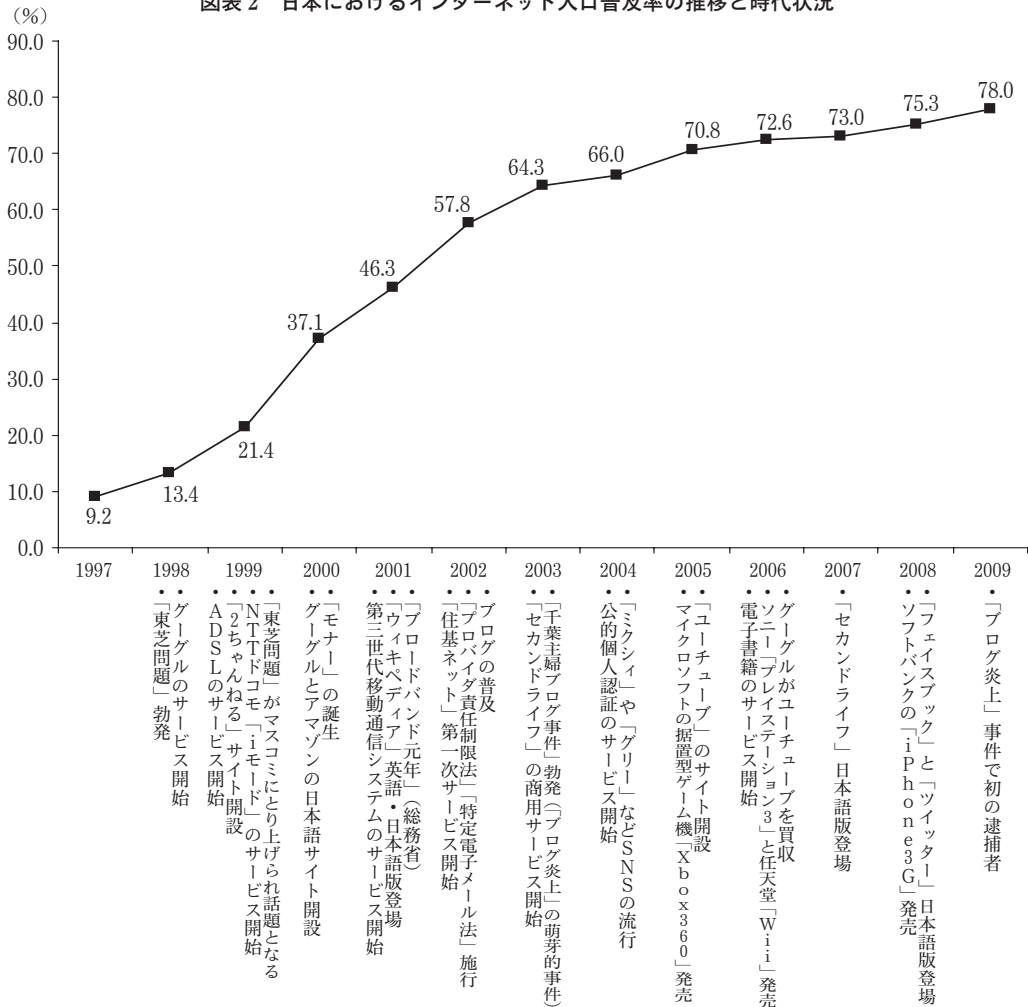
構築するかという選択肢の幅をひろげた。そして最後に、社会問題を惹起する可能性の増大である。前稿でもとり上げたが、インターネット上のトラブルには刑事事件に発展する深刻なものもあり、2009年にブログ炎上事件で逮捕者をだした事件は記憶にあたらしい。いずれの点も言語を介した情報の発受信を個々人が操作できることからうまれるものであり、これこそがインターネットのもつ最大の特徴であるといえる。

こうしたインターネットの特性は、民主主義におけるあらたな可能性を予感させた⁽³⁾。いわゆる、ハーバーマスのいうところの「公共圏」の実現である。前述のように、ハーバーマスの公共性論はいくつかの主張からなっているが、そのなかでも、①市民主体の公共性を「公共圏」という場・空間で捉えていること、②「公共圏」では人びとの自由なコミュニケーションをとおして問題が討議されること、③「公共圏」という討議の場はつねに外に開かれていること、④討議に参加する市民はみな対等の立場にあること、という主張において、インターネットにおける公共性研究の理論的出発点として注目された。インターネットは「情報の受け手の地位に置かれてきた多くの市民に対し、みずから能動的に情報を発信し、選択していく可能性をもたらす」(赤木, 2002, 130頁)すことで、インターネットというコミュニケーション・メディアをつうじてハーバーマスの「公共圏」の再来が期待されたのである。

インターネットと公共性の議論は、おもにハーバーマス理論に依拠しながら、インターネットの普及状況にあわせてその内容は変化していった⁽⁴⁾。図表2は、1997年以降の日本におけるインターネット人口普及率と時代状況をまとめたものである。1992年にWWW (World Wide Web) が確立されるが、万人のためにインターネット利用環境が整備されて「インターネット元年」となったのは、1995年のことである。1995年は、ヤフーとアマゾンの設立、マイクロソフトによる「Windows 95」の発売および「Internet Explorer」のサービス開始の年であり、インターネットのハード面において情報化社会を象徴する出来事がアメリカを中心におこった。

日本では、図表2によると、日本のインターネット人口普及率が他の年に比して高い伸びを示しているのは、1999年から2000年である。この年は、NTTドコモの「iモード」やADSLのサービスが開始され、またグーグルとアマゾンの日本語サイトが立ち上げられるなど、日本でも

図表2 日本におけるインターネット人口普及率の推移と時代状況



出典：総務省『情報通信白書』平成22年度版，160頁（インターネット人口普及率）。

インターネットの利用環境が充実していった。

インターネットの普及と公共性研究の関連で留意すべきは、1998年の「東芝問題」をターニングポイントにしてインターネット上の「公共圏」形成に対する肯定的な見解から否定的なものへと変容していったということである。それ以前は、「公共圏」の実現可能性を高く評価する研究が多かったが、「東芝問題」の経験をとおして懐疑的な意見がみられるようになった。そして、インターネットの人口普及率がほぼ5割となりインターネット上のトラブルが増加していった2001年以降は、ハーバーマス理論を批判的に検討し、「公共圏」の形成はインターネット上では不可能であるという研究が散見されるようになり、いまではハーバーマス理論の批判からあらたな「公共圏」および公共性の定義が模索されている。以下では、ハーバーマスの「公共圏」に関

する主要論文をとり上げ、各論文の主張にもとづいて類型化をこころみる。

3. インターネットにおける「公共性」研究の類型

ここ数年にかけて、「インターネット」かつ「公共圏」という語でどのようなことが議論されてきたか、その中でインターネットに対してどのような位置付け、評価がされているかを整理してみたい。

上記の語に関連する論稿を論文検索サイトの「CiNii」などを利用して検索し、その内容について検討をした。その中で、一つの大きな分類としては、インターネットを素材に「公共圏」議論の再構成やさらなる議論をするというものであった。今回は、逆に「公共圏」の議論を利用してインターネットがどのように評価されるかということに視点をおく。そこで、これらの「公共圏」議論を主とする議論は対象の外に置き、その他の「公共圏」を利用してインターネットを考察する議論を概括的に以下で整理をする。

(1) 「公共圏」の実現可能性の指摘

2000年になる前後においては、インターネットに対してさらなる議論が必要であるとするものがある。ここでは、論者の視点に基づきインターネットに対して「公共圏」の実現可能性を指摘したり、原理論的検討を要すると評価したりしているが、インターネットに対するプラスの評価をしている側面が強いかわるいは弱いかを相対的に考慮するという判断はしてはいない。

金児茂氏は「インターネットの普及とコミュニケーション変容：メディア表現者と公共圏の形成」(金児, 1999)において、インターネットのもつ社会的コミュニケーションの特質は何かにつき、今までは、受け手として半ば固定的な社会的位置を占めていた人々もメディア表現者としてのマスメディアのオルタナティブとして存在しうるといわれていることを指摘し、「東芝問題」を引用している。そして、アンダーグラウンドな側面に対しては、原理論のレベルで問われる時期にあるとしている。

また、インターネットで取り扱われる対象の一つとして文学を取り上げ、インターネット発生以前の文学の議論を交えながら検討を加えるというものもある。例えば、石井正人氏は「インターネットと文学公共圏」(石井, 2001)において、インターネットが社会に与える影響を考えるにあたり、佐藤俊樹氏の「ノイマンの夢・近代の欲望——情報化社会を解体する」と吉田純氏の「インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共圏」を紹介し、これらの議論で文学がどういうふう顔を出すのかということを議論する。

(2) 「公共圏」概念の利用

続いて、「公共圏」の概念を利用してインターネットの性格を探ろうとする試みが行われる。

① インターネットに対して積極的に「公共圏」の実現可能性があるとする研究

第一に、インターネットに対して積極的に評価する議論もある。そこでは、「公共圏」に対して言及しつつも、「公共圏」に該当するからどうだということよりも、インターネットのプラスの側面を抑制する制度ができることを憂えるという議論を進めたり、プラスの側面を指摘したりしているものがある。

まず、赤木孝次氏は「インターネット公共圏のゆらぎ — プロバイダー責任法をめぐる」(赤木, 2002)にて、インターネットの広がりにより、情報の受け手であった多くの市民が情報を発信し、選択する可能性をもたらしたことで、自律的な市民の連帯による公共的な言説空間、つまりハーバース的な「公共圏」の構築可能性を見出す議論が展開されてくる、とする。そして、インターネット上でのプライバシー侵害、名誉棄損、誹謗中傷の氾濫という問題に対処するためにインターネット利用に制限をするプロバイダ責任法の制定について、現在のCMC (Computer Mediated Communication) の言説状況がみずから逸脱減少の氾濫と規制法の成立に道を開いたこと、その現状をどのように打開すべきかについて主体的議論があまり広がりを見せなかったという「ゆらぎ」があるとして、現状を懸念している。

また、輪島達郎氏は「インターネット・コミュニティとデモクラシー — インターネット・コミュニティの「植民地化」をめぐる」(輪島, 2003)にて、デモクラシーへの期待とともにインターネットは語られてきたものとの前提から、大衆民主主義の閉塞状況を打開するものと期待されてきたとともに、インターネットの商業利用の拡大にともない、自律的な市民によって担われるはずであったネット上のコミュニティそれ自体が、顧客の囲い込みの集団となっているのではないかと指摘する。つまり、マイクロソフト社がウェブ閲覧環境を独占的に支配していたウェブ利用がマイクロソフト社の利益になるように仕組みられていること、Yahoo!に代表される「ポータル・サイト」は広告による消費操作を通じて権力を保有し、情報のカテゴリー区分の仕方がユーザーに対して世界理解について一定の枠組みを与えていること、既存のマスメディアのウェブページも商業化していること、そして検索エンジンが人々の自由な選択を商業的操作によって縮減していること、を指摘する。続いて、「メッセージボード」内部のやり取りに目を向けるならば、自由な意見表明に対する何の制約も存在しないことを述べ、最後にインターネットの世界においては、商業と自由はむしろ相互促進関係にあると結論付けている。

② 「公共圏」に該当するか否かを検討する研究

第二に、インターネットにおいては「公共圏」に該当する側面もあれば、そうではない側面もあるということを強調するものがある。今回対象外とした論稿とも関わるが「公共圏」の概念自体についても多くの主張があり、「公共圏」の概念が変わればインターネットに対する評価も変わりうるということがあるが、現状の把握のもとで、インターネットに対してさまざまな側面があることを抽出するものである。

まず、遠藤薫氏は「ネット・メディアと〈公共圏〉」（遠藤，2005）にて、インターネットに代表されるコンピューターネットワークについて「新たな公共圏」として期待されるとともに〈反〉公共的なものとする議論もあることを紹介し、インターネットが世論形成のエンジンとなった事例として、アメリカでの事例、日本での「東芝問題」の事例、アメリカ大統領選でのインターネットの活用、韓国の反日運動でのインターネットの利用という事実を紹介している。そして系統的に論じるには、これまで十分に議論されていない課題が残っているとし、インターネットにおけるコミュニケーションを動的に把握し、それを複合メディア環境の動学として構築する必要があること、「世論」「公共圏」「公共性」など従来の議論において前提とされてきた概念の再検討をすることが必要だとしている。

次に、長崎励朗氏は、「現代日本と幻影の公共圏」（長崎，2008）において、そもそも市民的公共圏の理念は目指すべき理想として妥当性を欠いているにも関わらず、インターネットに対して人々が示す期待と批判は、この理念に依拠していると評価する。そして、市民的公共圏にとられない議論をしているものとして梅津顕一郎氏らの議論を取り上げる。合意形成の基本原則が合理的な討論から心的狂信によって変わり、「公共圏」の複数化とタコツボ化を促すとする。情報化が進展することで、従来制度化されていた部分の諸矛盾も剥き出しになったとする。そしてコミュニケーションを自明の目標とするのではなく、どのようなコミュニケーションのあり方が望ましいかということが必要になるとしている。

上述のような併存的な議論があるなかで、単純に「公共圏」の基準に該当することはないとするものもある。「公共圏」が存するというためにはどのような条件が必要であるかを設定し、それに該当しない、あるいは、インターネットで生じている問題を強調して実現可能性を否定するもの等がある。

まず、杉山あかし氏は「電子ネットワークの変容と公共圏」（杉山，2005）で、「2ちゃんねる」を分析の対象として考察を加えている。ブルジョアの公共圏が市民的公共圏として機能した条件は、(a)参加者が個別利害を離れ、(b)蓄積的に議論を積み上げ、(c)(権威ある)世論を生み出しているということであるが、「2ちゃんねる」ではこのような条件の成立可能性はほとんどないと言わざるをえず、それどころか、あるきまりきった価値観の繰り返しであるほかなく、それは

ハーバーマスが構想した対話的で批判的理性を備えた市民社会的公共圏とは全く反対の存在であると評価している。

次に、栗岡幹英氏は「インターネットは言論の公共圏たりうるか——ブログとウィキペディアの内容分析」(栗岡, 2010)にて、インターネット上で交換される情報の質に着目し、医療にかかわる言説を素材に「公共圏」形成がいかん達成可能かを検討している。ブログにおける炎上の例を取り上げ、その中で誤情報がウィキペディアの誤記載を背景に氾濫していったことを指摘する。そこには、「信頼性の高い」「質量ともに史上最大の」百科事典を作るウィキペディアの試みが、その政治的な利用を自然発生的な組織化によって意図的に推進しようとする集団が存在する場合には、きわめて危ういことを述べる。そして、異なる立場のコミュニケーションを促進するというよりは、むしろ他の立場を排除して一定の傾向を持つ政治的な主張群を流通させるという意図に導かれ、一定の効果を持ったと評価している。現実インターネットで起きているこのようなことから、外形的に「公共圏」の実現可能性を論ずる議論のような安易な予測を許さないとしている。最後は「本稿の暫定的な結論は、残念なことに、インターネットというアリーナは公共圏として成立するにはほど遠いというものである」(栗岡, 2010, 146頁)とまとめている。

以上の整理によれば、インターネットに対する議論は「公共圏」という視点をもってさまざまな議論がなされていること、それは進行中であり、さまざまな方向への議論の深化が見込まれる。

4. インターネット・コミュニケーションと個人の自律性

第3節で見たように、インターネット・コミュニケーションにおいて「公共圏」の実現の可否やインターネット・コミュニケーションの公共性を議論する場合に、多くの論者が個人の自律性を取り上げている。「公共圏」の実現可能性について肯定的な見解をとるにせよ否定的な見解をとるにせよ、インターネット・コミュニケーションの主体が個人であるとし、その個人のコミュニケーション行為の態様の偏差によって、インターネット・コミュニケーションにおける公共性の有無が論じられている。そこでは個人の自律性の有無が個人のコミュニケーション行為の態様に大きく影響していると考えられており、個人の自律性を高めることが「公共圏」の討議機能を強化するために必要であり、それができなければインターネット・コミュニケーションにおいて公共性を期待することができないとされる傾向がある。

それでは、個人の自律性があれば現在インターネットで発生している諸問題が解決し、インターネット・コミュニケーションにおける公共性が確立できるのであろうか。個人の自律性を高めるための具体的な施策を突き詰めると、コミュニケーション主体としての個人の総合的なコミュニ

ケーション能力を向上させることであり、いわゆるメディアリテラシー教育もこの文脈でとらえることができる。しかしメディアリテラシー教育を徹底するなど、人格形成を含めた総合的なコミュニケーション能力を向上させたとしても公共性の確立には不十分であることはすでに多くの論者が多角的な観点から指摘しており（山内，2003，村田潔編，2004，鈴木，2007，小川，2009など），結局は個別の問題解決に必要な秩序形成のための制度設計が求められていることは、これまでの拙稿で見てきたとおりである（辻他，2010）。

ハーバーマスの「公共圏」では自律的個人どうしの間主観的なコミュニケーション過程としての討議機能が重要な要素とされるが、インターネットの普及や個人の情報発信機能の拡充がただちに公共圏の討議機能を強化するわけではない。従来のインターネット・コミュニケーションの公共性に肯定的な論においては個人の情報発信機能に比重が置かれてきているが、インターネットにおいて個人が相互にどのような方法でコミュニケーションを行うのかという側面から見ていくことがあわせて必要である。なぜならば、ホームページや電子掲示板、ブログ、SNS、ツイッターなどに記述された個人のプロフィールが正確であると担保する機能は一般的には存在しない。ツイッターに至っては、メッセージは極めて短文化された形式であり、それを単にリツイートする機能が多用されるなど、自己のメッセージと他者のメッセージが混然一体となったコミュニケーション行為が行われている。

それでは、インターネット・コミュニケーションにおける主体としての個人はどのようなものとしてとらえられているのか。またインターネットにおいてコミュニケーション主体としての個人は、相互にどのように観測し得るのであるのか。コミュニケーションにおけるインターネットを活用した技術革新は、センターサーバ管理者にとっては情報を均質化して扱うことによってシステムの統合化を技術的に可能にする一方で、インターネットを利用する側にとっては膨大な断片情報が流動的に羅列される状況を作り出している。技術的には統合化されながら、コミュニケーションとしては情報の拡散と局所的集積がノンリニアで同時に進行し、総覧性もなく過大評価や過小評価、さらには無視・無関心が併存する分極化した電子的な場ということになる。身体的な生活が行われる時系列や空間配置から分離した断片情報の非体系的集積であり、インターネットを使用する個人は、意図するにせよしないにせよ断片化して流動化した情報に接触することで他者と相互にコミュニケーションを行っているのである。

インターネット・コミュニケーションに出現する個人は言語であれ非言語であれ断片情報として出現し、コミュニケーションに出現したすべての情報を収集できたとしてもコミュニケーションの主体としての個人を統合された人格として正確に測定し得たという保証はどこにもない。つまり、インターネット・コミュニケーションにおける相互の個人の測定には不確実性がつきまとうと考えるべきである。インターネットを使用する個人は、サーバという公開された電子的な場

に断片として存在している他者の情報と接触するのであり、必ずしも特定の生身の人間と対しているわけではない。つまり、インターネット・コミュニケーションにおいて個人は、主体性や具体的な身体との関係が不明確な断片情報としての個人として相互に観測されるのである。したがって、インターネット・コミュニケーションにおいては自律性を有する個人どうしが情報を交換するという単純な図式を前提とすることは困難であり、個人の自律性の有無をメルクマールにして公共性の確立の可否を論じることはできないと考えるべきである。

それでは、個人が常に確実に特定され相互に確認されなければインターネット・コミュニケーションにおいて実践的な討議や合意形成はまったく不可能なのであるか。ハーバーマスは「公共圏」を成立させるために自律的個人の自由な言説が必要としているが、個人の自律性とは個別具体的な歴史的事実から抽出された概念というよりも、自律的な自己規律を前提とした方法論的個人主義によって近代社会を考察するにあたって理論的に必要なものとして設定された概念ではないかと考えられる。したがって、この概念を絶対視するのではなく、今日的なコミュニケーション手法の具体的事実に基づいて、相互には確認し得ない個人どうしがインターネットを使った実践的な討議を行うことがどのようにしたら可能になるのかを考える必要がある。

インターネット・コミュニケーションにおいて個人は常に開放された電子的な場を通して他者の情報と接するのであるから、個人対個人の直接的アプローチではなく、サーバを介して間接的アプローチによるコミュニケーションを行っていることになる。コミュニケーションの再帰的循環構造がインターネットにおいては高度にシステム化されており、個人の同一性が不明確になる一方でシステム上の情報は質と量の両面で画期的な広がりと集積を実現することとなり、多数の個人が間接的アプローチで接触する状況が出現している。インターネット利用における個人の権利義務をどのように設定して秩序形成を行うかという検討と並行して、間接的アプローチによって開放されている電子的なコミュニケーションの場におけるメッセージとして了解や合意が形成される可能性を検討すべきである。インターネット・コミュニケーションにおける様々な現象を群衆概念によって分析する試みもあるが、現状では十分な議論が行われていない（遠藤，2004，33-59頁）。インターネットは間接的アプローチによる情報の集合体であり、身体性をともなう共同体と論理的には必ずしも同一視できないものである。それゆえに、個人ではなく群衆をインターネット・コミュニケーションの主体にすえたとしても群衆の概念が曖昧なままでは分析を精緻化することは困難である。まず具体的な身体を有する個人と、公開された電子的な場における情報の集合体としてのインターネットが、どのような相互関係にあるのかを考察することが必要である。そして公開された電子的な場における情報の集合体自体を個人から切り離された対象としてとらえて、情報集合体の情報自体がどのように変化するのかを観測することで、個人とインターネット上の情報集合体が影響しあう過程と、不特定多数の個人どうしが情報集合体を媒介に

して間接的に影響しあう過程を明らかにすることができると考えられる。この過程を明らかにすることによって、インターネット・コミュニケーションにおける公共性のありかたを描くことができると思える。

5. インターネット・コミュニケーションにおける公共性の模索

ハーバーマスの公共性概念である「公共圏」は、個人の自律性を前提とするかぎりインターネット上では実現できない。その理由は、第4節でみてきたように、インターネットの構造的特性にある。インターネット・コミュニケーションは、断片化された個人を特定および不特定多数の他者に晒してしまうことから他者との関係に不確実性が必然的にうみだされ、よって電子的コミュニケーション行為では自律した個人を想定することに限界があるからだ。

しかし、そもそも個人の自律性とは何か。自律とは、語源にしたがうと、人間が個々それぞれにもっている法のことを意味している⁽⁵⁾。これを概念化したのは、18世紀後半にドイツを中心とした観念論的思想運動をけん引したカントである。カントの自律論は現在でも議論の起点となっていることから、カントの自律論を端的に引用すれば、自律とは理性によってみずからの行為を決定することである。重要なのは、この理性である。カントによれば、理性とはあらゆる人間にとって行為の原理であり、道徳法則である。道徳法則とは、「〇〇すべきである」という「徳の義務」をあらわし、他者から強要されるものではない。この道徳法則にしたがって行為を選択しなければならぬとする義務の意識こそ、理性である（カント、2000）。自律の概念に関しては、カント以降いままさまざまに議論されており定義には慎重を要するが、さしあたり、自律とはみずからの理性にしたがって行動すること、とする。

インターネット上の「公共圏」を論じる際の個人の自律性とは、ブログ炎上事件などにみるネット問題の現況や上記の自律の意味をふまえれば、おおむねつぎのような内容になろう。人びとは、不特定多数者を対象とする言語中心の非対面コミュニケーション空間において、他者に迷惑をかけないように理性をもって正しくコミュニケーションをおこない、その空間でおこった問題については個々人の自己責任として追求される。ここで重要なのは、個人の理性と責任である。2009年の「お笑いタレントブログ事件」で逮捕者をだした刑事事件は、被害者からすると虚偽の情報をともに名誉を傷つけられたわけであり、そこには個人の理性も責任も入る余地はないし、加害者からすると虚偽の情報で名誉を棄損したことから理性なき行為に対する責任が追及され逮捕されたわけであるが、インターネットの構造的特性を考えると、インターネット上での事件を実社会とおなじように処理してよいのかという疑問がのこる。問題なのは、インターネット・コミュニケーションにおいて個人に理性と責任を当然の理としてもとめることである。インターネット

という電子的な場は、情報の集合体自体が生身の個人を切り離して独り歩きし、変化していくコミュニケーション空間である。このような電子的な場では、個人の理性と責任を含意する自律性は成立し得ない⁽⁶⁾。

しかしながら、インターネット上で個人の自律性を期待できないとしても、公共性への期待も非現実的だろうか。インターネットが普及しはじめた頃や「東芝問題」のときに脚光をあびたインターネットのもつコミュニケーション・メリットを無視して、そこからうみだされる可能性をくみ上げる作業をしなくてよいのか。つまり、インターネットをひとつのコミュニケーション手段としてみた場合、その最大のメリットは、時間と空間の制約をこえて個々人が情報発信者として意思表示をみずからできることにあり、ハーバーマスの「公共圏」の確立にはほど遠いとしても、インターネットだからこそ可能な、あらたな公共性を設定できるのではないか。

そこで注目したいのが、インターネットを介して活発化している中間組織の存在である。中間組織の定義づけはむずかしいが、個人・家族と国家のあいだにあって、なにか共通の趣味や目的のもとに人びとが自由に集い、いつでもすべての人に門戸が開かれており、かつ個人の生活基盤を脅かさない自発的集団が中間組織である。具体的な事例としては、趣味のサークルやNPO、市民団体、宗教団体などである。このような中間組織は、公私問題の境目が流動的となっている今日において、より一層重要な役割を担うようになってきている。

中間組織が関心をもたれる背景には、近代以降の国家の台頭と共同体の解体によってもたらされた近代社会の病理に関する議論がある⁽⁷⁾。日本に照らしていえば、近代以降、国家が人びとを合法的かつ強制的に統治する中央集権的な機構として登場し、明治から現在にいたるまで一貫して産業化政策をおしすすめてきた。その結果、従来のムラを拠点とした共同体が徐々に解体され、そして戦後はアメリカ主導でおこなわれた民主化のなかにおいて家族や職場での紐帯をも弱められてしまい、個人は国家のまえにまる裸にされた状態にある。こうした問題に直面して、自発的中間組織の重要性は、近代以降の民主主義社会を考えるうえで古くから指摘されてきたし⁽⁸⁾、いまでも議論されるどころである⁽⁹⁾。とりわけ、「大衆社会」の理論化をこころみたコーンハウザーは、近代社会での個人は3つのレベルの社会関係をきずいており、1つに家族、2つに国家、3つに家族と国家の中間的な集団であると考えた。そして中間的諸集団は、個人および家族と国家の架け橋となり、人びとがこれらの多様な中間的諸集団に参加することで個人の自由と自律性が保護され、民主主義制度が内包する大衆社会の危機を回避することができると指摘した（コーンハウザー、1983、87頁）。コーンハウザーのいう中間組織とは、地域社会や宗教団体、職業団体など他の集団の支配から自由で限定された機能しかもたない自発的集団を指しており、かれは個人がこれらの諸集団へ多様に所属することの重要性を大衆社会論のなかで展開した⁽¹⁰⁾。

インターネット・コミュニケーションは、このような民主主義社会における個人・家族と国家

をむすぶ自発的・中間組織の形成とその活動を促進するものであり、事実、NPOなどの市民活動はインターネットの登場によって活発化している。NPOの事例では、累計法人数が1999年の2,144団体から2006年には28,097団体へと約13倍に増加し、そのうち認証法人数を対象とした調査結果をみると、認証年別では約9割の法人がE-mailを設置し、約7割がホームページを保有している。活動分野別では、「情報化社会の発展」「科学技術の振興」において約9割、「社会教育」「国際協力」「男女共同参画」「経済活動の活性化」「NPO支援」において約8割の法人がE-mailを設けており、ホームページについても「情報化社会の発展」「科学技術の振興」「消費者保護」「社会教育」の分野で約7～8割の法人がそれぞれの活動に役立てている（NPO法人データベースNPOヒロバ）。くわえて、文部科学省によるNPOの調査でも、「マスメディアに取って代わるオルタナティブなメディアとして、市民のネットワークやエンパワーメントを支援するとともに、子どもやシニア、障害者などの社会的弱者が平等に社会参加できる場」（文部科学省、2003）として、NPOの活動をささえる媒体としてインターネットを位置づけている。

われわれは、このようなインターネット・コミュニケーションをうまく利用して活動の場をひろげ、自律的な個人を前提とするのではなく、個人相互のコミュニケーション行為を促し公共性をうみだす可能性をもった中間組織にスポットライトをあて、電子的な空間において個人とインターネット上の情報集合体がどのように影響しあい、また不特定多数の個人どうしが情報集合体を媒介にしてどのように間接的に影響しあうのか、その過程を考察することによってインターネット・コミュニケーションにおける公共性の可能性を模索していきたいとおもう⁽¹⁾。次稿では、いくつかの具体的な中間組織を事例にとり上げ、情報化社会における公共性の確立は可能なのかどうか、もし可能ならばそれはどのようなかたちで実現されるのかなどについて検証していく。

〔文責：「第1, 2, 5節」辻（智）, 「第3節」渡辺, 「第4節」辻（俊）〕

〈注〉

- (1) ハーバーマスは、『公共性の構造転換』において独自の「公共性」の概念を提示したが、その後さまざまな批判を受けて、つづく『コミュニケーション的行為（上中下巻）』（河上倫逸他訳、未来社、1985年）と『事実性と妥当性』（河上倫逸他訳、未来社、2003年）においても議論を展開している。最近のハーバーマス理論に関する論文では、おもに(a)コミュニケーションにおける他者の不在（箭内任、2003など）、(b)公共圏におけるコミュニケーション的理念の非現実性（木村光太郎、2005など）に批判の目がむけられている。また、ハーバーマスの歴史認識、現状認識、規範認識の3つの観点から批判の内容を整理した研究（阿部潔、1998）や、哲学的モデル、歴史的公衆、公共的コミュニケーションの3つの領域から多様な議論をまとめた研究（キャルホーン編、1999）も参照。
- (2) 日本で公共性がどのように理解されてきたのかについて、幕末から戦後における知識人・思想家をとり上げ、近代日本の公共概念を整理した研究として山脇直司氏の論文がある。そのなかで、ハーバーマスに近い公共性を主張した人物として松下圭一を紹介している（山脇、2007）。
- (3) 2011年1, 2月のチュニジアとエジプトで起こった一連の政変は、若者主導の民主革命であり、こ

これらの若者の団結力を促したのがインターネットであった。とくに、SNSのひとつである Facebook の役割はおおきかった。エジプトの反体制デモは、2010年6月に警官の麻薬密売をインターネット上で告発した若者が拘束され死亡した事件を、プログラマーのグーグル中東北アフリカ地域幹部が Facebook で告発し、デモを呼びかけたことをきっかけにはじまった。若者の15人に1人が Facebook を利用しているエジプトでは、情報がまたたく間に全土に広がり、さらにアラビア語を共通言語とする周辺のアラビア諸国にも伝播し、大規模なデモが実現した（「アラブ民主革命」『読売新聞』2011年2月15日 [朝刊]）。

- (4) インターネットの公共性研究を時代ごとに整理した先行研究については、柴内康文氏（柴内，2003）と長崎励朗氏（長崎，2008）の論文を参照。
- (5) 自律 'autonomy' は、17世紀初頭のギリシャ語 'autonomos' を語源としており、「autos=自身の」、'nomos=法」というふたつの意味からなる（Oxford Dictionary of English [2nd ed.], Oxford University Press, 2003）。
- (6) インターネットという電子的な場にかかわらず、「個人の自律性」を疑う議論は以前からある。たとえば、山本七平氏は、日本人の価値観・規範のなかに「個人」の存在を否定する。日本人は、自己と他者を同一視しそこに感情を移入することで自己と他者を区別しない。しかもその感情移入を絶対化し、他者とコミュニケーションをとるなかで言葉の交換自体が一種の「空気」をうみだし、この「空気」が決断の基準となる。このような「空気」に支配された日本社会では、個人と個人の責任をいっさい排除する、と考えた（山本，1983）。そのほかにも、阿部謹也氏は、日本の場合、個人は世間のなかに位置づけられ、個人は他者、つまり世間との関係のなかに行動の基準をおいている、とみた（阿部，1995）。加藤周一氏は、個人の心情や良心よりも集団の規範が機能する日本の社会では、個人は明瞭な責任をとることはなく、大勢への順応をなんら抵抗なくおこない、順応の行動が個人の規範的原則となっている、と述べている（加藤，2007）。
- (7) ギデنز氏は、近代社会の制度的特徴として政治と経済の分離を強調し、そのなかで絶大な権力をもって登場した国家を人びとの自由を制約する要因として議論している（ギデنز，1999）。また、ドイツを念頭に近代社会を考えたベックは、民主主義を標榜する現在の産業社会は人間を従来の社会階級・環境から解放するが、人間から生活世界の基盤を奪ってしまうとして、「社会の個人化」に警鐘を鳴らしている（ベック，2007）。
- (8) トクヴィルは、近代民主主義社会において個人を孤独と国家から保護する存在として、社会的な小集団の存在を高く評価している（トクヴィル，1998）。
- (9) 山崎正和氏は、個人を自由で複数の少集団とむすびつけることで人びとを国家という眼にみえない脅威から守ることができるとして、職場の生産集団にくわえ琴や三味線、生け花、短歌、俳句など芸能にかかわる消費集団も中間組織として位置づけている（山崎，1987）。リップマンは、民主主義による統治を機能させるために「決定を下すべき人びとに見えない諸事実をはっきり認識させることのできる独立した専門組織」が必要であると主張し、中間組織を公共問題について意見を主張できる非公式の政治団体に置いている（リップマン，1987，49-50頁）。近代社会の個人の自由と自律を国家との関係から概念化したデュルケムもまた、個人の自由を守るための中間組織の役割を重視し、職場集団を個人にとって必要な存在とした（デュルケム，1974）。
- (10) コーンハウザーは、大衆社会の特徴を、個人相互の関係が国家との関係によってのみ保持され、「エリートが非エリートの影響を受けやすく、非エリートがエリートによる動員に操縦されやすい社会制度」であるとした（コーンハウザー，1983，41頁）。かれによれば、社会の大衆化をふせぐ社会構造とは、すなわち民主主義制度を成立させる諸条件とは、個々人がいくつかの自律的な集団に所属することで非エリート側の自律的活動を促進する「社会的多元主義」社会である（コーンハウザー，1983，272-273頁）。

- (11) 公共性の確立にむけて、NPO などの中間組織に注目する研究はほかにもあるが（池田編，1997，土場，2005 など），そのうち北郷裕美氏は，ナンシー・フレイザーの公共性概念をもとにハーバーマスの「公共圏」を批判的に捉えなおし，公共性の担い手の歴史的变化という観点から現代のあらたな公共圏モデルを考察している（北郷，2006）。

参考文献

- 赤木孝次（2002）「インターネット公共圏のゆらぎ——プロバイダー責任法をめぐる」『法学セミナー』No. 566，日本評論社，130-131 頁。
- 阿部謹也（1995）『「世間」とは何か』講談社（講談社現代新書）。
- 阿部 潔（1998）『公共圏とコミュニケーション——批判的研究の新たな地平——』ミネルヴァ書房。
- アレント（1994）志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房（Hannah Arendt, *The Human Condition*, Garden City, N. Y.: Doubleday, 1958）。
- 飯島祐介（2007）「ハーバーマス社会理論における公共圏論の位置——システムの連関と市民的な社会領域との和解をめぐる」『現代社会学理論研究』(1)，日本社会学理論学会，57-69 頁。
- 池田謙一編（1997）『ネットワーク・コミュニティ』東京大学出版会。
- 石井正人（2001）「インターネットと文学公共圏」『民主文学』第 430，480 号，日本民主主義文学同盟，102-113 頁。
- 江口厚仁（2007）「公共性論の現在」『法政研究』74 卷 3 号，九州大学法政学会，594-608 頁。
- 遠藤 薫（2005）「ネット・メディアと〈公共圏〉」『日本社会情報学会学会誌』17 卷 2 号，日本社会情報学会，2005 年 9 月，5-12 頁。
- （2004）『インターネットと〈世論〉形成——間メディア的言説の連鎖と抗争』東京電機大学出版局。
- 小川明子（2009）「メディア・リテラシーとパブリック・アクセスの接点：P. フレイレの識字教育を媒介に」『立命館産業社会論集』第 45 卷第 1 号，立命館大学，2009 年 6 月，91-106 頁。
- 加藤周一（2007）『日本文化における時間と空間』岩波書店。
- 金児 茂（1999）「インターネットの普及とコミュニケーション変容：メディア表現者と公共圏の形成」『情報文化学会全国大会講演予稿集』第 7 号，情報文化学会，9-12 頁。
- カント（2000）平田俊博訳「人倫の形而上学の基礎づけ」『カント全集』第 7 卷，岩波書店，1-116 頁（Immanuel Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, 1785）。
- 北郷裕美（2006）「対抗的公共圏の再定義の試み——オルターナティブな公共空間に向けて」『国際広報メディアジャーナル』第 4 号，北海道大学，2006 年 3 月，111-125 頁。
- ギデنز（1999）松尾精文他訳『国民国家と暴力』而立書房（Anthony Giddens, *The Nation-State and Violence*, Cambridge: Policy Press, 1985）。
- 木村光太郎「多元主義・討議・公共圏——政治的決定の合理性と正当性をめぐる」『尚美学園大学総合政策研究紀要』9 号，尚美学園大学，2005 年 3 月，19-34 頁。
- キャルホーン編（1999）山本啓他訳『ハーバーマスと公共圏』未来社（Craig J. Calhoun ed., *Habermas and the public sphere*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1992）。
- コーンハウザー（1983），辻村明訳『大衆社会の政治』東京創元社（William Kornhauser, *The Politics of Mass Society*, Glencoe, Ill.: Free Press, 1959）。
- 栗岡幹英（2010）「インターネットは言論の公共圏たりうるか——ブログとウィキペディアの内容分析」『奈良女子大学社会学論集』17 卷，奈良女子大学社会学研究会，133-151 頁。
- 柴内康文（2003）「第 8 章 私論と輿論の変換装置——『ネット世論』の行方」佐藤卓巳編『戦後世論のメディア社会学』柏書房，243-263 頁。

- 杉山あかし (2005) 「電子ネットワークの変容と公共圏」『比較社会文化』第11巻, 九州大学, 1-13頁。
- 鈴木謙介 (2007) 『ウェブ社会の思想 —〈偏在する私〉をどう生きるか』日本放送出版協会。
- 田崎英明 (2000) 「公共圏」『現代思想』28(3), 青土社, 8-13頁。
- 田村一郎 (1989) 『ドイツ観念論における「自律思想」の展開』, 北海道大学図書刊行会。
- 辻智佐子, 辻 俊一, 渡辺昇一 (2010) 『『東芝問題』の再検討 — ここ10年におけるインターネット上の紛争と法的対応について —』『城西大学経営紀要』第6号, 城西大学経営学部, 53-85頁。
- デュルケム (1974) 宮島喬他訳『社会学講義 — 習俗と法の物理学』みすず書房 (Emile Durkheim, *Leçons de Sociologie: Physique des Mœurs et du Droit*, 1^{er} éd., 1950; 2^e édition, 1969, Paris: Presses Universitaires de France)。
- トクヴィル (1998) 小山勉訳『旧体制と大革命』筑摩書店 (ちくま学芸文庫) (Alexis de Tocqueville, *L'Ancien Regime et la Revolution*, 1856)。
- 土場 学 (2005) 『『新しい公共性』と民主主義の自律の理念 — 公共圏の近代モデルと高度近代モデル』『社会学年報』(34), 東北社会学会, 267-285頁。
- 長崎励朗 (2008) 「現代日本の幻影の公共圏」『京都大学生涯教育学・図書館情報学研究』(7), 京都市立大学大学院教育学研究科生涯教育学講座, 27-42頁。
- 仲正昌樹 (2000) 「〈公共圏〉の(脱)構築に向けて — アーレントからハーバーマス, そしてニューメディア空間へ」『アソシエ』(3), 御茶の水書房, 33-50頁。
- 花田達朗 (1991) 「空間概念としての Öffentlichkeit — ハーバーマスにおける公共圏とコミュニケーションの合理性」『Sociologica』創価大学社会学会, 1991年3月, 19-47頁。
- ハーバーマス (1973) 細谷貞夫訳『公共性の構造転換』未来社 (Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Neuwied: Luchterhand, 1962)。
- ベック (2006) 伊藤美登里訳『危険社会』法政大学出版局 (Ulrich Beck, *Risikogesellschaft*, Frankfurt am Main, 1986)。
- ポスター (2001) 室井尚他訳『情報様式論』岩波書店 (Mark Poster, *The Mode of Information*, Cambridge: Polity Press in association with Basil Blackwell, 1990)。
- 正村俊之 (2003) 「情報化時代の公共圏」『社会学年報』(32), 東北社会学会, 47-70頁。
- 村田潔編 (2004) 『情報倫理 — インターネット時代の人と組織』有斐閣。
- 文部科学省 (2003) 「第2章 インターネットの有用性と危険性」『「子どもとインターネット」に関するNPO等についての調査研究』。
- 箭内 任 (2003) 「『公共圏』の『他者』 — ハーバーマスを巡る批判的読解」『東北哲学会年報』(19), 東北哲学会, 47-60頁。
- 山内祐平 (2003) 『デジタル社会のリテラシー — 「学びのコミュニティ」をデザインする』岩波書店。
- 山崎正和 (1987) 『柔らかな個人主義の誕生』中央公論社 (中公文庫)。
- 山本七平 (1983) 『『空気』の研究』文藝春秋 (文春文庫)。
- 山脇直司 (2007) 『『公共』を巡る思考の現在 — 市民社会と公共圏の構造変化』『放送メディア研究』(5), 丸善プラネット, 23-48頁。
- 輪島達郎 (2003) 「インターネット・コミュニティとデモクラシー — インターネット・コミュニティの『植民地化』をめぐる」『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』第11号, 青山学院女子短期大学, 2003年12月, 45-57頁。

参考資料

- 「厚生労働統計」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html>
- 「警視庁統計」<http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm>

「情報通信統計データベース（総務省）」<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>

「内閣府 NPO ホームページ」<https://www.npo-homepage.go.jp/>

「NPO 法人データベース NPO ヒロバ」<http://www.npo-hiroba.or.jp/>

A Review of the Studies on Publicness on the Internet Communication

Chisako Tsuji, Shunichi Tsuji, Shoichi Watanabe

Abstract

This paper aims to advance the observation of Internet communication by addressing issues of publicness on the Internet. First, we explained the background as to why many researchers focus on Habermas' public sphere theory as a concept of publicness, and we examined major previous studies. Next, taking the findings into account, with regard to the interpretation of the construction of an Internet "public sphere" that assumes individual autonomy, we discussed the difficulty of making individual autonomy a condition for establishing a "public sphere" because of the Internet's structural characteristics. Finally, by focusing on the aspect of the Internet that promotes the formation and activity of autonomous intermediate organizations, rather than on the Internet as a "public sphere" that relies on autonomous individuals, we discussed the possibilities of a new publicness of Internet communication.

Keywords: Internet, Communication, Publicness, Habermas, "Public sphere," Individual autonomy